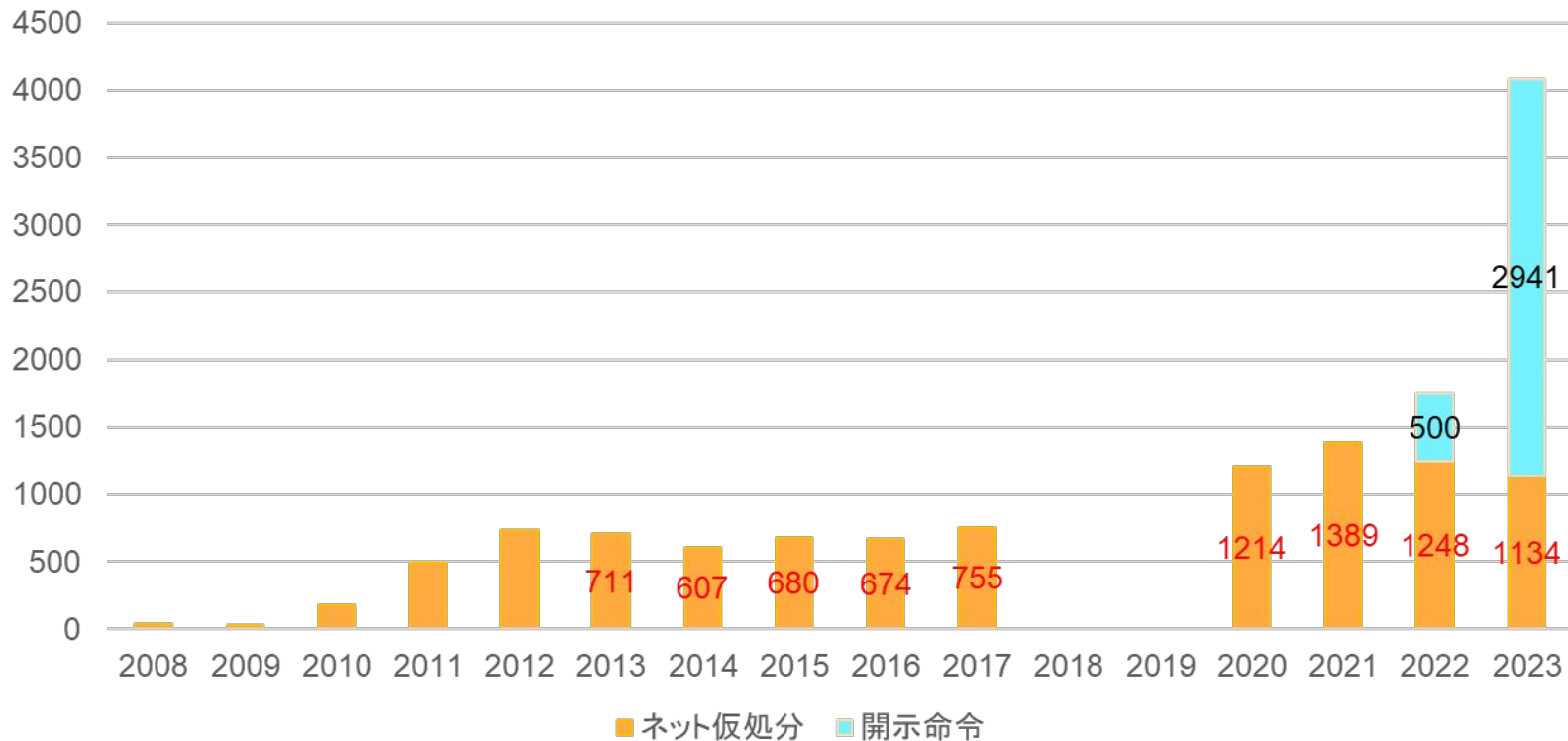


発信者情報開示命令手続 施行後2年間の実務運用 ～特に提供命令について

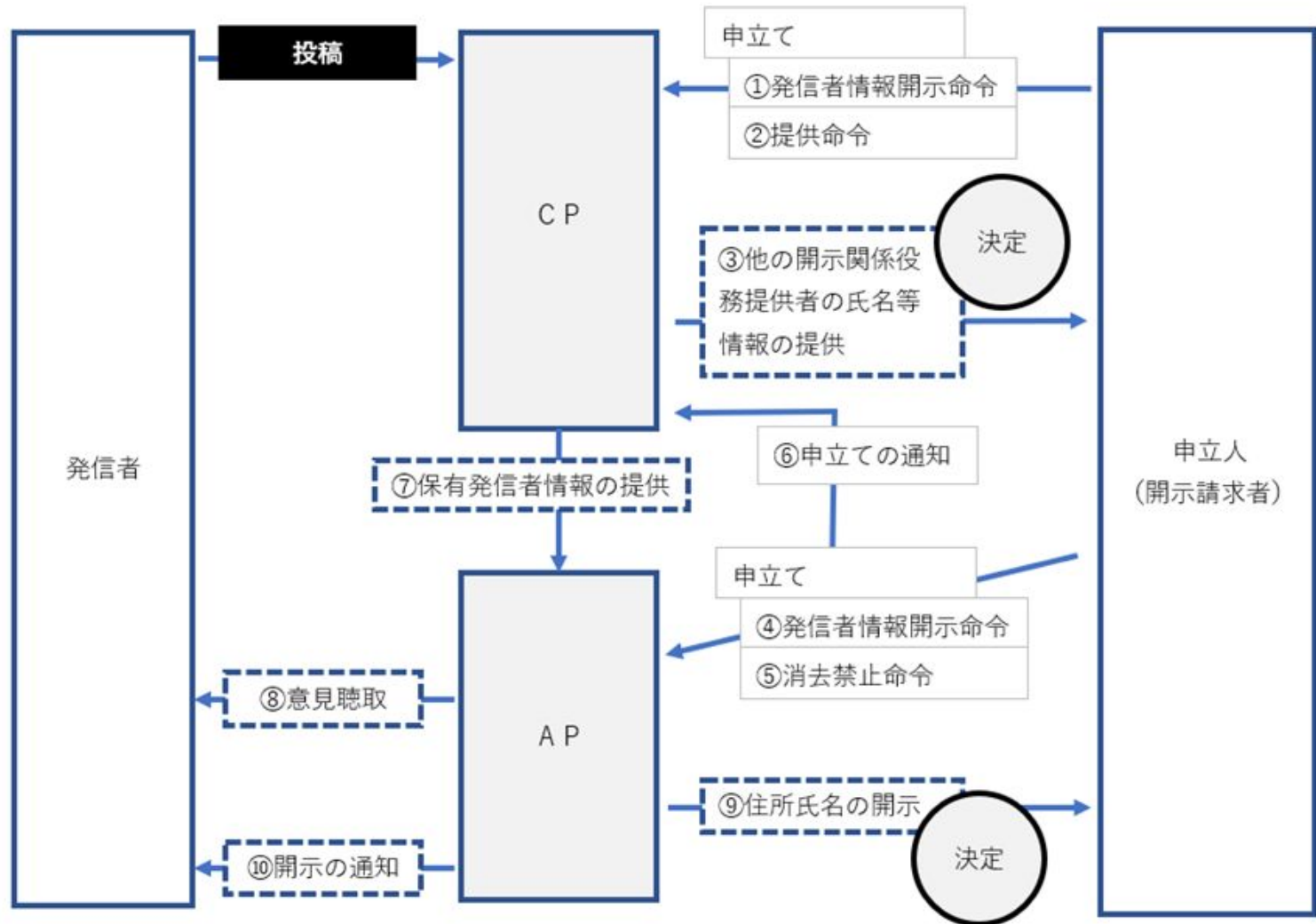
中澤 佑一(戸田総合法律事務所 弁護士)
神田 知宏(内幸町国際総合法律事務所 弁護士)
清水 陽平(法律事務所アルシエン 弁護士)

東京地裁民事9部 インターネット関係事件受付数



2014年10月23日付共同通信配信記事、LIBRA2015/5平成27年2月5日開催東京地方裁判所委員会「インターネットに関する民事事件の状況」報告、金融法務事情2092号「特集民事保全の概況」、金融法務事情2044号「平成27年度の東京地方裁判所民事9部における民事保全事件の概況」2022年7月7日付時事通信配信記事、NBL1266号「東京地方裁判所民事第9部における発信者情報開示命令の状況等について」に掲載された件数データを筆者が統合して作成

件数に相違がある場合は、裁判所が作成した最新の文献の数字を採用





提供命令(プロバイダ責任制限法 15条)

1. 発信者情報開示命令に付随して申立が可能命令
→付随させるか否かは、申立人が選択可能
2. 「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」を申立人に提供するよう求める
3. 「この通信に利用されたIPアドレスを管理しているAPを教えてください。IPアドレスそのものは教えなくていいです。あと、そのAPに追加で開示命令を申し立てたら連絡しますので、IPアドレス等はAPに直接送ってください。」という制度。
4. CPとAPの審理を併合して一体的に進める。最後にまとめて発信者情報開示命令。
5. 権利侵害の明白性の審理に先立ち、最終的なAPまで発信者情報の抽出・確保が可能となる(最大のメリット)。



提供命令の主文

1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合

当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合

その旨

2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の情報（タイムスタンプを除く）のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。



提供命令の適否

1. 一般的に用いられる通常型(前ページの主文)の提供命令には執行力がない
東京地裁R4.11.4
2. 原則として強制執行ができないため、相手方の善意に期待する制度
3. CPの中に提供命令に非協力的な企業も存在する。
4. 任意の履行に協力的な相手に限って利用されているのが現在の状況

5. 非協力的なCPに対しては、仮処分が利用されている
発信者情報開示命令よりも短い期間で強制執行が可能となるため



本報告の位置づけ、対象

1. 発表者3名が担当した提供命令申立事件から、相手方による履行が(一部でも)なされた事件を分析
2. 2022年11月～2024年10月に発令された合計126事件
 - a. CPIに対する事例74件
 - b. APIに対する事例52件
3. 標準的なケースでの提供命令のスピード感を調査する
4. 各プロバイダの状況を横断的に集積する
5. 留保と今後の調査における課題
 - a. 分析件数が少ない
 - b. イレギュラーな申立が混ざっている
 - c. 履行期間に影響しうる要素を標準化できていない



提供命令の申立から発令までの期間

1. 相手方への意見聴取も不要なため、申立書のミスが無ければ裁判所の事務処理が終わり次第即発令
2. 2～3営業日程度 非常に速い

【表1】 CP 提供命令の発令から一段階目の履行までの期間

相手方	平均日数	最長日数	最短日数	中央値	件数
Google	49.1	155	5	47.5	52
ヤフー/LINE	21.7	31	9	26	7
雑談たぬき(個人A)	3.7	6	2	3	3
サイバーエージェント	27.0	28	26	27	2
ライブドア	42.5	70	15	42.5	2
リブセンス	6.0	7	5	6	2
MetaPlatforms,Inc.	20	20	20	20	1
Note	5	5	5	5	1
Qiita	15	15	15	15	1
さくらインターネット	2	2	2	2	1
はてな	7	7	7	7	1
個人B	8	8	8	8	1
全CP	39.5	155	2	34.5	74



Googleを題材に個別検討1

1. Googleはログイン型タイプのサイト 特定発信者情報の開示を求める
ログイン型に関しては、一般発信者情報よりも対象通信の特定の手間が多い
2. アカウント開設時のIP、投稿直近ログインIPの二つについて、他の開示関係役務提供者情報が提供されるパターンが大半
3. 最短で、提供命令発令から5日での履行事例が3件あるが、これは提供命令の申立て以前に通信記録の抽出が先行していた事例(提供命令を時間差で申し立てた事例、提供ミスによる再申立て事例)
4. 特別な原因の無い最短事例は8日での履行。早い理由は不明。
5. 最長は2024.1.11提供命令発令→2024.6.14履行の155日間
5投稿(5アカウント)が対象の事件
6. 1アカウントのみを対象とした事件での最長事例は2023.9.1→2024.1.25の146日
7. 7アカウント対象で56日間の事例もあり。件数は絶対的な要素ではない？



Googleを題材に個別検討2

1. 履行期間の割合: おおむね2か月以内を想定しておけばよい状況
 - a. 30日以内 20%(11/54)
 - b. 40日以内 37%(20/54)
 - c. 60日以内 68%(37/54)
 - d. 90日以内 92.5%(50/54)
2. 次の段階の開示関係役務提供者で通信記録を確保できたかについては、調査をしたものの、アカウント作成時通信に係るAP、直近ログインに係るAPを判別せずに提供されるため意味のある検討ができなかった。

【表2】AP 提供命令の発令から一段階目の履行までの期間1

相手方	平均日数	最長日数	最短日数	中央値	件数
KDDI	9	24	3	7	8
JCOM	15.7	38	4	12	7
OCN	28.3	41	8	32	8
ソフトバンク	21.5	29	11	23	4
BBIX	64	123	5	64	2
朝日ネット	6.3	9	3	6.5	4
sony/ソネット	66.5	148	-15	66.5	2
IJJ	31.5	40	23	31.5	2
JPIX	11.5	17	6	11.5	2
NTTPC	23	24	22	23	2
アルテリアネットワークス	7	8	6	7	2

【表3】AP 提供命令の発令から一段階目の履行までの期間2

相手方	平均日数	最長日数	最短日数	中央値	件数
IPモーション	0	0	0	0	1
ロジックリンクス	2	2	2	2	1
ニフティ	33	33	33	33	1
NTTレゾナント	8	8	8	8	1
レゾナント	2	2	2	2	1
アイレット(株)	7	7	7	7	1
21Company	14	14	14	14	1
クラスメソッド	7	7	7	7	1
ファミリーネット・ジャパン	18	18	18	18	1
全AP	19.6	148	-15	11.5	52



AP段階での提供命令の分析と特殊性

1. 開示命令申立→他の開示関係役務提供者が存在するとの答弁→提供命令
という流れになるのが通常
提供命令発令前に通信記録の調査が先行する 比較的早期の履行
2. 他の開示関係役務提供者の名称が先に開示され、IPアドレス等のみを次の通信会社に提供させる2号限定型の提供命令
この場合、提供命令の発令前に、1段階目の履行は終わっている(表2の履行期間がマイナスになっている事件)



提言

1. アカウント作成通信についてはほとんどの場合、APの通信記録はない
特定発信者情報に関する提供命令の場合、提供する他の開示関係役務提供者の名称が、どの種類の通信に該当するか(施行規則5条の何号か)を含めて開示するほうが省力化できるのではないか？
※ログインかアカウント作成かを明記して提供している場合がある(同IDPによってもケースによって異なる)。運用上解決可能？
2. 提供命令で提供された情報を発信者情報開示命令手続きで利用できない、かつ提供対象となった通信の日時が不明のため、全く見込みのないAPIに対しても必ず発信者情報開示命令の申立をすることになる。旧法下のような簡易のログ確認的な対応を可能にできないか。せめて通信日時だけでも分かれば省ける無駄もある。